

## 議案第7号

新居浜市債権管理条例の一部を改正する条例の制定について

新居浜市債権管理条例の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

令和2年2月25日提出

新居浜市長 石川 勝行

新居浜市債権管理条例の一部を改正する条例

新居浜市債権管理条例（平成27年条例第34号）の一部を次のように改正する。

第2条第2号中「及び過料」を「、過料」に改める。

第10条中「契約書等の定めに従い、当該債権の履行の遅滞に係る」を「当該債権の額にその履行期限の翌日から納付の日までの期間の日数に応じ、当該債権の契約に定める割合（契約に定めのない場合は、履行期限の翌日における民法（明治29年法律第89号）第404条に規定する法定利率）を乗じて計算した金額に相当する」に、「という。）を」を「という。）を加算して」に改め、同条に次の1項を加える。

2 前項に規定する割合は、<sup>じゅん</sup>閏年の日を含む期間についても、365日当たりの割合とする。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、令和2年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 令和2年3月30日までに履行期限が到来した場合における債権に係る損害賠償金その他の徴収金の割合については、改正後の第10条の規定にかかわらず、なお従前

の例による。

#### 提案理由

民法の一部改正に伴い、私債権に係る損害賠償金その他の徴収金の利率の規定の見直しを行うため、本案を提出する。